平成２３年（フ）第４６６号
川崎市高津区千年1016番地　Ｃｏｍｆｏｒｔ Ｗｅｓｔ105
債務者　川股　正美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
川崎市川崎区大島１丁目17番６―407号　クリオ川崎東壱番館
債務者　小幡　島男
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
川崎市多摩区栗谷３丁目９番11号　第２栗谷ハイツ202
債務者　大内　幸太
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
川崎市中原区木月大町16番21―302号　スカイコート元住吉３
債務者　高谷　和明
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
川崎市川崎区台町７番８―206号　久保田ビル、前住所川崎市川崎区本町２丁目６番地６ロイヤルパレス川崎本町401
債務者　福田　勝男
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
川崎市多摩区西生田３丁目21番12号　カーサアルタ101
債務者　松本　公志
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０４２号
神奈川県海老名市河原口2392番地の１　的場アパート102
債務者　小野　光政
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４３号
神奈川県海老名市河原口2392番地の１　的場アパート102
債務者　小野こすみ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６８号
横浜市旭区笹野台３丁目８番８号　カサ・フェリス202
債務者　川久保　昌
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８０号
東京都府中市天神町４丁目１番地の８メゾンＨＡＮＡ102
債務者　前田　勝美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４２号
青森県八戸市白銀４丁目17番地８　高橋アパート１Ｆ、前住所青森県八戸市新湊２丁目８番３号
破産者　吉田　達世
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２０年（フ）第１２６号
岩手県北上市下江釣子16地割181番地10
破産者　高橋　清幸
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１５１３号
仙台市若林区遠見塚２丁目13番14号
破産者　山田　義文
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５００号
金沢市香林坊２丁目８番10号
破産者　宅本　晴男
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
石川県白山市鶴来水戸町３丁目15番地
破産者　曽賀　一樹
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１５５号
滋賀県東近江市沖野４丁目４番37号、開始決定時の住所滋賀県東近江市五個荘山本町142番地36
破産者　境　　光弘
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部